地域福祉の推進に関する取組例

別海町による地域福祉計画

事業者や団体

行政 (役場)

町社協

- ▶ 根室振興局管内の別海町では、福祉担当課が事務局となり、公募の町民や 保健・医療・福祉の関係者からなる策定委員会での協議を中心として、令和 4年3月に地域福祉計画を策定しました(計画期間:7年間)。
- ▶ この計画では、共生のまちづくりを基本理念として、広大な面積(町では 全国第3位)を有する地域特性や社会資源の状況等を踏まえ、地域福祉を支 える人材育成や居場所確保など、3つの項目を基本目標に設定しています。
- ▶ また、基本目標に対応する具体的施策では、町民・地域・事業者・社協・ 役場の役割を明確化し、各々が地域福祉の担い手になることが意識されるよ う、デザイン性にも配慮したわかりやすい構成が図られています。
- ▶ そして、他の個別計画や社会福祉協議会の実践計画、道計画との関連性を 整理するとともに、成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定するなど、 福祉の各分野における上位計画としての位置付けを明らかにした上で、地域 福祉に関する施策を総合的に推進管理する内容とされています。



に配慮した構成

の関連性を整理

的に策定

✔ 町の他計画や社協の実践計画、道計画と

✔ 成年後見制度利用促進基本計画と一体

担い手となること

の意識を醸成

2 釧路総合振興局管内における生活困窮者支援の取組

- ▶ 釧路総合振興局管内における生活困窮者自立支援制度の相談支援事業等は、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会による「釧路市・釧路管内生活相談支援センターくらしごと」が実施しています。
- ▶ 生活困窮者を対象とした社会的な居場所づくりや中間的就労(一般就労と福祉的就労の中間に位置する就労訓練)の場の創出を目的とする自立支援に向けた取組は、全国に先駆けて釧路市が実施してきたものであり、この支援の方法は、「釧路モデル」の呼び名で知られています。
- ▶ 同協議会では、発足時から「釧路モデル」の検証を行い、日常生活自立・ 社会的自立・就労自立という自立支援のステップごとに、利用者の能力に応 じた多様なプログラムを提供しており、中間的就労として、漁網の整網作業 や健康づくり運動「ふまねっと」に使用するネットの製作などを行うことに より、地域で需要のある仕事と利用者の能力とのマッチングを図っています。
- ► このほか、新型コロナにより増大した支援ニーズに対応するためのプラットフォームに参画し、食糧・物資支援を行うネットワーク等との連携を強化するなど、多様な民間団体とのつながりを広げる取組を展開しています。

釧路社会的企業創造協議会による生活困窮者支援の取組概要





音更町による重層的支援体制整備事業の取組

- ▶ 十勝総合振興局管内の音更町では、住民の複雑化・複合化したニーズに対 応する包括的な支援体制を構築するため、令和4年度から重層的支援体制整 備事業に取り組んでいます。
- ▶ その実施内容については、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実 施することはもとより、町の地域特性や職員体制等を踏まえ、保健福祉の有 資格者を各分野の相談窓口に配置する 「断らない相談窓口の徹底」と介護分 野での取組を他分野へ拡大・発展させる「地域共生社会と地域包括ケアシス テムの推進しの2つを柱と位置付け、重点的に取り組むこととしています。
- ▶ このほか、多職種・多機関のネットワーク化を進める有資格者の相談支援 包括化推進員を福祉の各課に配置し、住民や地域が抱える様々な困り事を断 らずに受け止め、その解決に向け、町と関係機関や事業所等が連携・協働し て包括的に支援する体制づくりを図っています。

音更町による 重層事業の 実施概要



様々な困りごとを抱える人・地域 🎷



普 更 町

相談

包括的・継続的な支援

雑

化

複合化.

題

連

携

協

働支援

包括的相談支援(行政の相談窓口)

★ 地域包括支援センター

☑ 基幹相談支援センター

₹ 子育て世代包括支援センター

≫ 生活相談窓口 ……

< 町の関係窓口 ……
</p>



2 参加支援・アウトリーチ・多機関協働

社会参加が必要な方と受入先の調整や定期訪問 等のフォローアップなどを実施。



3 地域づくり(交流の機会創出など)

社会的孤立の発生を防止し、多世代の交流や多 様な活躍の場を創出する行事などを実施。

取組の柱:断らない相談窓口の徹底 有資格者を中心に包括的な相談対応を実施。

取組の柱:共生と地域包括ケアの推進 介護分野の取組を他分野へ拡大・発展。

包括化推進員

- 保健福祉の各課に有資 格者(社会福祉士・保健 師) の推進員を配置。
- ▶ 各分野の連携・協働に 中心的な役割を果たす職 員として活動。
- 情報集約、プラン作成
- ケース会議の開催
- 社会参加の環境調整
- 定期訪問等の定着支援

関係機関・事業所等

- 町社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 福祉サービス事業所
- 教育関係事業所
- その他関係機関

取 組のポイント

- ✓ 有資格者の活用により、横の連携 と専門性を強化した相談体制を構築
- ✓ 重点的に取り組む柱を独自に設定

4 孤独・孤立対策に関する中間支援組織の取組

- ▶ 望まない孤独や社会的な孤立を防ぎ、可能な限り速やかに当事者が望む状態に戻れるよう支援するに当たっては、支援情報の充実や相談対応を担う人材の確保に加え、多様な関係機関が連携し、その活動基盤を支援していく取組が重要となります。
- ▶ NPO法人への支援を目的とした活動を行う「北海道NPOサポートセンター」では、切れ目のない孤独・孤立対策には地域における既存の社会資源を発掘・育成し、相互につなぐことが必要との認識のもと、安心して過ごすことのできる居場所づくりなどに取り組むNPO法人を対象として、非資金的支援によりその活動基盤を強化するため、令和5年度「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」として国の採択を受け、切れ目のない孤独・孤立対策に向けた取組を行っています。
- ► この取組は、生活困窮者への支援等を行う「コミュニティワーク研究実践センター」とNPO法人への支援を行う中間支援組織として設立された「北海道ねっとわーく」を加えた3者によるコンソーシアムが実施主体となっており、孤独・孤立に悩む人たちの居場所を確保するとともに、社会参加できる機会等を得ることができる包括的な支援の仕組みづくりを目指し、NPO法人への伴走支援等を実施しています。

中間支援組織による孤独・孤立対策の取組概要





北海道NPOサポートセンター



孤独・孤立対策に資する取組を行うNPO法人の活動を支援





相談支援





食糧支援



4つの主な事業



居場所づくり

(支援者間の連携組織)取組のポイント

- ✓ 4つの事業のほか、シンポジウムの開催などを通じ、孤独・孤立に関する普及啓発や情報発信の取組を実施
- ✓ 道内の生活困窮者自立相談支援機関を中心とした官民連携のネットワーク(どうねっと)が事業の実施を支援



● 居場所づくり等に取り組むNPOの把握



② 居場所づくり等に必要な要素の検討



⊗ NPOへの伴走支援(機能強化、連携支援)



支援団体の相談窓口に関する情報の充実

5 ケアラー支援推進センターの取組

- ▶ 北海道社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を目的に都道府県単位で組 織する社会福祉法人であり、市町村社会福祉協議会の運営支援をはじめとし て、ボランティア活動の振興や権利擁護の推進、福祉・介護人材の確保など に取り組んでいます。
- ▶ 同協議会では、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を昨今の重要な地域課 題と捉え、令和4年4月に施行した北海道ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ つつ重点的に取り組んでいくため、同年に「ケアラー支援推進センター」を 設置しました。
- ▶ このセンターにおいては、ケアラーに関する普及啓発や人材育成などを中 心とした事業を展開しており、これらの取組を通じて、道内自治体や地域包 括支援センター、市町村社会福祉協議会などの関係機関によるケアラー支援 の取組を推進しています。

ケアラー支援推進センターの取組概要

支える人を、 ひとりにしない。



(運営主体) 北海道社会福祉協議会



日本ケアラー連盟



センターの機能

(5つの事業)

- 1 地域社会全体に対するケアラー支援の周知・啓発
- 2 行政・関係機関・当事者・当事者組織のネットワーク構築
- 3 行政・関係機関職員向けの研修と専門職の育成
- 4 ケアラー支援に取り組む自治体等へ支援とアドバイザー派
- 5 行政・関係機関等へのケアラー支援に関する情報提供

当事者・団体

福祉系職能団体

相談機関

ネットワーク会議

医療機関

学校関係機関

自治体

- ットワークが支援。
- 運営委員会は、学識経験者や行政、相 談機関、市町村社協議、当事者支援団体 等の計11名で構成。



① 支援者向け研修の実施



2 市町村へのアドバイザー派遣



3 地域アドバイザーの養成

取 組のポイント

- 運営委員会が企画する取組の実施をネ → ケアラー支援の全国組織である日本ケ ラー連盟と情報共有の上、連携・協働しな がら各種の取組を推進
 - ✓ 福祉分野の幅広い関係者による企画・検 討体制を確保

6 共生型地域福祉拠点の取組(江別市)

- ▶ 地方創生に関する取組として、国では、平成27年に「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想をとりまとめ、東京圏をはじめとする中高年齢者が希望に応じて地方へ移り住み、地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すこととされました。
- ► こうした国の動きを背景に、江別市では、地域の特性や人口減少などの課題を踏まえ、市民が安心して暮らし、多様な層との交流による「共生のまち」を実現するため、江別版「生涯活躍のまち」構想を平成29年に策定した後、その構想の拠点となる複合施設「ココルクえべつ」を令和3年に全面オープンしました。
- ► この拠点では、レストランやパン工房、入浴施設といった多世代交流の場となる施設のほか、高等養護学校や障がい福祉の事業所と連携した実習・就業体験に加え、サービス付き高齢者向け住宅やグループホーム等を併設することにより希望に応じた住み替えを推進するなど、多様な仕組みが備えられており、こうした取組を全市に広げていくことで、共生のまちづくりを目指しています。

江別版CCRC

「ココルクえべつ」の取組概要

生涯活躍のまち拠点地域

ココルクえべつ



★主な取組



社会参加を促す仕組み

交流農園の活用や市内大学との連携、イベント等



高等養護学校との連携・障がい者支援

施設や農園での就業体験、卒業後の就職・定住等



地 域 交流

パン工房や温泉施設、多世代交流サロンの運営等



住まい・住み替え支援

サ高住等への住み替え・移住に関する相談対応等



介護・医療・子育てサービス

特養や企業内保育所の運営、市立病院との連携等

取 組のポイント

- ✓ 活力あるまちづくりを目指し、 市や事業者、自治会、商店街、市 内4大学などが連携
- ✓ 障がい者や子ども、若年層、高齢者など、多様な主体が交流できる複合拠点として整備
 - 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設
 - サ高住、障がい者グループホーム
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 企業主導型保育所
 - パン工房、レストラン(就労 A 型)
 - 天然温泉施設

7 共生型地域福祉拠点の取組(京極町)

- ▶ 住民が集い、互いに支え合う交流の場として道が設置を推進している「共生型地域福祉拠点」について、後志総合振興局管内の京極町では、平成29年から「京極町共生型地域福祉拠点きょう・ここ」の取組を行っています。
- ► この拠点は、町社会福祉協議会に対する町民からの寄附を契機に、空き家をリフォームし、拠点としての運営を開始したものであり、令和元年度には NPO法人を立ち上げ、町社会福祉協議会から委託を受けて運営しています。
- ▶ 主な取組の一つである「支えあいステーション」は、有償ボランティアによる会員同士の助け合い活動であり、公的支援の対象とならない除雪や草刈りといった生活支援サービスを会員が行うものであり、こうした取組が相互扶助の機能を支える役割を果たしているほか、居場所づくりの取組として、コミュニティカフェを開催するなど、世代や属性を超えた多様な住民が自由に集い、交流できる場所となっています。
- ▶ 京極町では、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援包括 化推進員や生活支援コーディネーターの継続的な配置により包括的支援体 制の強化を図るとともに、町社会福祉協議会と連携しながら、この拠点の運 営を側面支援しています。

「きょう・ここ」の取組概要



京極町共生型地域福祉拠点





Lin

| 運営支援 |



支えあいステーション



• 会員同士で暮らしの困りごと(通院や買い物、掃除、草刈り等)を支え合う活動



コミュニティカフェ



• 地域職等やサロン活動など、住民が気軽 に参加し、活動できる居場所

取組のポイント

- ✓ 「支え手」と「受け手」のどちらにもなることが できる有償ボランティアの仕組みにより、地域にお ける相互扶助の意識を醸成
- ▼ 体操や編み物、地域食堂としての機能に加え、オレンジカフェの役割も果たすなど、月々多様なイベントを設定することで、地域住民が広くつながることのできる居場所を提供

